

平成 30 年 5 月 8 日

関係各位

一般社団法人 日本動物看護職協会
会長 横田 淳子

動物看護師の法整備・国家資格創設に関する要請

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本協会の活動に温かいご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、国内における犬や猫の飼育頭数は 15 歳未満人口より多く、約 1,900 万頭が飼育されています。近年では家庭で飼育される動物の位置づけも変化し、家族の一員として国民の生活に深く関わっています。

愛がん動物である犬、猫及び政令で定めるもの（インコ等の愛がん鳥）を主に診療する動物診療施設は、全国に 10,000 施設以上あり、その多くで獣医療補助専門職として動物看護師が従事しています。

国民とともに社会に生活する愛がん動物の適正飼養の普及・推進は、動物の飼育者のみならず、国民の保健衛生に深く関与しています。動物看護師はその向上に寄与する専門職として、また、獣医療におきましては獣医師とともにチーム獣医療の一翼を担っており、愛がん動物の健康及び安全を確保する動物看護の専門職として、法整備・国家資格化を要請いたします。ぜひとも、ご高配を賜りますようお願いいたします。

敬具

記

1 動物の愛護及び管理に関する法律の改正

動物の愛護及び管理に関する法律に動物看護師を明記すること。

2 新法「動物看護師法」（仮称）の制定

動物看護師の資質を向上することによって、愛がん動物の健康及び安全の確保を図り、あわせて動物の愛護に寄与することを目的し、動物看護師は愛がん動物である犬、猫及び政令で定めるもの（インコ等の愛がん鳥）に関する健康及び安全の確保を図るために必要な看護業務を実施できるものとする。

以上

一般社団法人 日本動物看護職協会 事務局
〒114-0015 東京都北区中里 1-15-4 情報館 3 階
TEL 03-5834-7758 FAX 03-5834-7759
e-mail jvna@jvna.or.jp